

【重層的支援体制整備事業について】

令和3年に創設された事業で、春日井市では令和4年度から開始しています。制度・分野ごとに「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、人と人、人と資源が世代や分野を越えて繋がることで住民1人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会の実現を目指す事業で、地域の全ての住民を視野に入れています。

地域包括支援センターは主に高齢者の方の相談窓口ですが、下記の方々の協力を得て様々な相談に対応しております。代表的な相談先を紹介したいと思います。

困ったケースやどうしたらよいか分からないケースがあれば包括までご相談ください。

【生活困窮者】

・生活保護には該当しないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方への相談。

★相談先★
自立支援相談コーナー
(春日井市役所2階)

【生活保護】

・資産や能力等すべてを活用してもなお「健康で文化的な最低限度の生活」ができない方への相談。

★相談先★
春日井市役所
生活支援課

【子ども】

・家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者などへの相談。

★相談先★
春日井市役所
こども家庭支援課

【障がい】

・障がい者手帳の取得方法について、障がいを患った際に受けられるサービスについての相談など。

★相談先★
春日井市役所
障がい福祉課



【メンタルヘルス】

・うつ病、依存症、ひきこもり、自殺・自傷行為等こころの病気やこころの健康に関する相談

★相談先★
春日井市役所
地域共生推進課
★相談先★
春日井保健所

【法律相談】

・民事等の法律問題に関する相談、相続手続き、相続対策、遺言書作成などに関する相談など。

★相談先★
春日井市役所
市民生活課

【権利擁護センター】

・認知症や障がいなどにより自分で十分な判断をできない人の権利や財産を守るための相談

★相談先★
春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター
(春日井市総合福祉センター内)

・春日井市 高齢者いきいきガイド(高齢者福祉に関する情報のホームページ) ↓



地域包括支援センター中部 ご案内

「地域包括支援センターはこんなところ」

地域包括支援センターは中学校区を単位として
市内に12ヵ所設置されています。

私たちは中部中学校区の相談窓口です。

- 主任ケアマネジャー
- 社会福祉士
- 保健師（看護師）



様々な職種が
常駐し他機関
とも連携して
います！

相談例



近所のお年寄りが
心配だなあ・・・

家族の介護で
困っている

介護保険について
知りたい

介護の申請代行を
お願いしたい



ご相談の内容によっては
必要な関係機関にお繋ぎ
することもできますので、
気になる事があればお
気軽にご相談ください



住所:地域包括支援センター中部 下津町500
特別養護老人ホーム第2春緑苑内

電話番号: 0568-56-9166

営業日:月～金9:00～17:30

分室住所:勝川町7-37ネクシティパレット2階

営業日:月～金9:30～16:30